



4月からの消費税の取り扱いについて

日頃より、ご来院いただきまして、心よりお礼申し上げます。
当院では、皆様のご負担軽減とご精算時の煩雑さをさけるため、消費税につきましては患者様には請求せず当院で負担しております。

しかしながら、平成26年4月からの8%、平成27年10月からの10%と続く消費税の増税に対し、現状のまま消費税を当院で負担し続けることは困難と判断いたしました。



そのため、検討した結果、平成26年4月より消費税分8%を外税で請求させていただく事にいたしました。(狂犬病の登録料3000円及び注射料2850円につきましては消費税はかかりません。)

なお、10円未満の端数については切り捨ててご請求させていただきます。

皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

職員一同、これからも動物たちのため、より一層の努力をしておりますので、よろしくお願いいたします。

何かご不明な点・ご質問などございましたら、当院スタッフまでお問い合わせください。



秋山どうぶつ病院
院長 秋山等